

「金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）（案）」
に対する意見

一般社団法人全国地方銀行協会

< 総論 >

金融行政の目標を「企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成による国民の厚生増大」として明確化し、金融行政の視野を「形式・過去・部分」から「実質・未来・全体」に広げ、金融システムの安定と金融仲介機能の発揮、利用者保護と利便、市場の公正性・透明性と活力の両立を通じて目標実現を目指すとの考え方は、地方銀行における経営課題の認識や対応の方向性とも合致しており、基本的に賛同できる。また、ルールベースからルールとプリンシプルベースのバランスを重視したアプローチに転換することについても、地方銀行の経営や業務の自由度を高めるものとして、基本的に歓迎する。

そうした流れの中、検査・監督の焦点が「ビジネスモデル」や「企業文化」といった定量化・可視化が容易ではない領域にシフトし、また、「フォワードルッキングな分析」、「探求型対話」といった不確実性を伴う手法が取り入れられることは、適切に運用されなければ、「過剰規制・過剰介入によって市場を歪める、金融機関の創意工夫を不必要に制限する、過度な裁量により民間部門での予見可能性が損なわれる」等のリスクにもつながる可能性がある。

このため、以下の3点に十分留意した運用をお願いしたい。

- ・新たな検査・監督のアプローチにより、貴庁の行政方針の透明性・予見可能性が低下した場合、かえって金融機関の適切なリスクテイク行動の委縮や規制対応コストの増加を招き、顧客本位の業務運営の追求に水を差しかねない。そうしたリスクを十分意識したうえで、継続的な対話や適時適切な情報提供等により、高い公平性・透明性を確保しつつ実効性

- のある「検査・監督の品質管理」を進めていただきたい。また、政策全体の費用対効果の客観的・定量的な検証を不断に行っていただきたい。
- ・「ベスト・プラクティスのための『見える化』」は、客観性・比較可能性が十分確保されていない形で行われた場合、利用者や市場の混乱を招き、結果として、金融機関の創意工夫を制限することにつながりかねない。KPIや開示された情報を判断する主体は利用者や市場であるため、貴庁は金融機関間の競争に不必要に関与することなく、金融機関の企業秘密等にも配慮しつつ、「市場メカニズムの発揮」につながるような指標の選定、開示方法等に留意いただきたい。
 - ・金融機関が多様で主体的な創意工夫を発揮することができるよう、環境整備として、他業禁止を含む業務範囲等の規制緩和、公正な競争環境の確保、他の関係省庁との連携等を柔軟かつ速やかに進めていただきたい。

以 上

< 各論 >

項目	該当箇所	意見・理由
・ 金融行政の基本的な考え方		
1 . 金融行政の目標		
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金融機関がリスクをとることに對して過度に委縮し、金融仲介機能が十分に發揮されない事態となれば、經濟や企業の持続的成長を阻害し、結局は金融システムの安定すら困難にしかねない。金融システムの安定と金融仲介機能の發揮とをバランスをもった形で両立させ、双方の間の好循環の実現を図ることが望ましい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 規制緩和等により地域金融機関グループの業務範囲は、従前の銀行業の枠組みを超えて拡大しており、今後、他業態の規制やルール等も踏まえた商品・サービスの検討が必要となるため、他省庁との連携等の態勢整備を進めていただきたい。
2 . 「市場の失敗」と金融行政の役割		
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金融仲介機能の發揮についても、個別金融機関の地域經濟に對する貢獻の効果を当該金融機関だけでは享受できないことから生じる外部經濟、量的拡大路線から最初に離脱しにくい囚人のジレンマ、金融機関ごとの違いが顧客からは見えにくい情報の非対称性の問題等があり、これらに對処することが当局としての役割と考えられる。 ・ 第二に、金融機関と利用者の間には、情報の非対称性や問題への對処能力の格差が存在することから、当局は利用者保護のための役割を果たすことが期待される。利用者利便を巡っても、利用者が商品・サービスを比較検討し自らに合ったものを選ぶための環境が整っていないために、運用力や顧客本位の業務運營の水準の違いが顧客からの選好・支持に反映されず、さらには金融機関の成長の違いにつながるという問 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 貴庁は「利用者が商品・サービスを比較検討し自らに合ったものを選ぶための環境が整っていない」状況にあると認識していると思われるが、各種金融機関ランキングやインターネットの比較サイトのように、実際に一般市民が情報を得られる機会は既に確保されているなど、情報の非対称性の問題は民間で十分対応可能ではないか。 ・ 自助努力や創意工夫で戦略的に広報を実践している金融機関が顧客認知度の点で比較優位にあることは、「健全な競争環境」と言える。金融サービスの利用者が主体的に商品・サービスを選択できるよう、貴庁は金融機関の商品制限ではなく情報提供態勢を監督し、「態勢が整った金融機関が顧客から選ばれる社会の流れを作る」との役割に徹していただきたい。 ・ 情報の非対称性や個人の限定

項目	該当箇所	意見・理由
	<p>題(情報の非対称性や個人の限定合理性の問題)等があり、これらに対処することが当局としての役割と考えられる。</p>	<p>合理性の問題は、市場の失敗の原因となり得るが、金融検査・監督により全面的に対処できるものではなく、民間の創意工夫によって対処すべき面も大きいのではないか。当局としてバランスの取れた対応が求められると考える。</p>
<p>3. 「当局の失敗」への対応</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> ・当局の失敗としては、例えば、過剰規制・過剰介入によって市場を歪める、金融機関の創意工夫を不必要に制限する、過度な裁量により民間部門での予見可能性が損なわれる、当局の情報力・能力の限界から誤った判断を押し付けてしまったりタイミングが遅れてしまったりする、所掌事務の視点からの部分最適化を図る結果幅広い視点での国民全体の厚生最適化から乖離してしまう、コンプライアンス・コストが不必要に増大する、等の可能性が考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・当局の失敗の例としては、規制・介入の過不足もあるが、規制・介入の内容や方向性がその時点における経済・社会の動きに即したものとなっていないなど、当局による対応の適時性・適切性の問題の方が大きいのではないか。
<p>・ 検査・監督の進め方</p>		
<p>1. 「実質・未来・全体」を実現するための3つの手法</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> ・従来、形式・過去・部分への集中の傾向がみられた検査・監督を、実質・未来・全体の視点に重点を置いたものに転換し、金融行政の目標を各目標間のバランスの取れた形で実現していくために、検査・監督の進め方を見直す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・形式基準がなくなり、裁量部分が増加することで、検査官毎にバラつきのある検査・監督とならないよう、貴庁において、今回の見直しの考え方を検査官等に理解・浸透させるとともに、金融機関の実態を踏まえて対話のできる専門人材を育成していただきたい。 ・プリンシプルを実務に落とし込む段階において、貴庁と金融機関の間で一定の目線を共有することで、検査・監督の見直しの円滑な移行を図るた

項目	該当箇所	意見・理由
		<p>めにも、金融機関に対し実務的で分かりやすい説明を行っていただきたい。例えば、「ベスト・プラクティス」の「ベスト」は「最高」との意味合いが強く、現場レベルにおいては、多様な経営判断等が否定されているようにも受け取られかねない(「望ましいあり方の一類型」や「好事例」等とした方がよい)など、外来語を多用することによる認識のブレ等にも留意していただきたい。</p>
<p>2．優先順位の機動的な見直し</p>		
<p>(金融システムの安定と金融仲介機能の発揮)</p>	<p>・こうした新しい経営環境の下では特に、適切なリスクテイクを通じた収益性の確保なしには持続的な健全性を確保することはできない。</p>	<p>・足元の国内市場の縮小や低金利の継続等の環境下において、継続的なリスクテイクによる収益確保を実現することは困難であるため、それ以外の多様な創意工夫に取り組むことが重要性を増していることを強調すべきではないか。</p>
<p>(利用者保護と利用者利便)</p>	<p>・顧客本位の業務運営の原則に照らし、各金融機関の業務運営について対話するとともに、顧客が良い商品・サービスを提供する金融機関を選びやすいよう、その活動内容の「見える化」に取り組んでいく。</p>	<p>・各金融機関の取組みを最終的に判断し、金融機関を選別するのは顧客である。「見える化」に取り組む主体は金融機関であり、責務は望ましいと考える「見える化」を例示するに留めることが適切ではないか。</p>
<p>3．最低基準の遵守状況を確認する「最低基準検証」</p>		
<p>(3) 今後の最低基準検証の進め方</p>	<p>・チェックリストの個別項目を満たしているか否かではなく、ガバナンス、企業文化、内部管理態勢が全体として必要な実効性を有しているか否かを評価することを検証の目的とする。</p> <p>・個別の内規の策定・実施状況の確認等、内部監査に委ねるべき事項は内部監査に委ね</p>	<p>・「企業文化」の実効性評価においては、本部ではなく営業店に対する検査・監督も行われると想定されるため、営業店に不必要な負担がかかることのないよう配慮いただきたい。</p> <p>・ガバナンスや企業文化の意味するところは幅広く、些細な非違でもガバナンスや企業文化に結</p>

項目	該当箇所	意見・理由
	る。	び付けることが可能であるため、「内部監査に委ねるべき事項」の考え方等を示すなど、裁量の幅が広がらないように留意していただきたい。
(3) 今後の最低基準検証の進め方	<ul style="list-style-type: none"> 一旦受けた指摘に対する対応が固定化することのないよう、金融機関が過去の報告で示した改善の方法について修正を行うための手順を整備し、状況に応じた変更を容易にする。Q & A や法令適用事前確認手続（ノーアクション・レター制度）を利用しやすいものとしていく。 	<ul style="list-style-type: none"> 一旦受けた指摘に対し、金融機関が状況に応じて適切に対応できるよう、今後整備する手順は明確に示していただきたい。
4．持続可能な最低基準充足を確保するための「動的な監督」		
(1) 動的な監督の意義	<ul style="list-style-type: none"> 将来的に最低基準に抵触する蓋然性が高い金融機関 	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関との対話によって将来的に最低基準に抵触する蓋然性を議論するのではなく、「将来的に最低基準に抵触する蓋然性が高い金融機関」を検証する際のアプローチを定性・定量の両面からできる限り具体的に示すなど、裁量の幅が広がらないように留意していただきたい。 検査・監督を通して将来的に最低基準に抵触する蓋然性が高い事象を把握した場合は、他の金融機関においても予防的な対策に活かすことができるよう、速やかに他の金融機関にも可能な範囲で情報を開示していただきたい。
(2) 将来を見据えた分析	<ul style="list-style-type: none"> 最低基準で十分に捉えられていないリスクを過大に抱えている場合 	<ul style="list-style-type: none"> 収益向上や競争上の優位性確保を目的として、自ら適切に把握できない、あるいは収益に見合わないリスクを取ることの危険性を認識する必要があるため、個別の金融機関が自ら評価することが困難なりリスクを取ることに対し、前広

項目	該当箇所	意見・理由
		な対話や情報提供をお願いしたい。
(2) 将来を見据えた分析	<ul style="list-style-type: none"> ・ 足元の好環境によって将来最低基準に抵触する原因となる問題が覆い隠されている場合等には、ストレス・テストによる検証も有効な手法となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経営管理手法としてのストレス・テストの意義の認識を高めるため、その実施手法だけでなく、今後示される分野別の「考え方と進め方」において、ストレス・テストの結果の活用方法等も示していただきたい。
<BOX>持続的な健全性に関するフォワードルッキングな分析の例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当局設定の共通シナリオを用いたストレス・テストを活用する視点としては、たとえば以下のようなものが考えられる。今後、上記のような副作用にも留意しつつ、活用のあり方について検討を深めていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 貴庁が設定した共通シナリオを使って仮説を設定していくことが想定されるが、金融機関毎に経営環境、ビジネスモデル、リスク特性が異なるため、シナリオの設定にあたっては、そうした面からの副作用も踏まえ、金融機関との間で継続的かつ幅広く十分な対話を行っていただきたい。
(3) 柔軟かつ実効性ある対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金融機関ごとの経営環境（地域経済の動向、人口動態等）、ビジネスモデル（貸出や有価証券運用の経営方針等）、リスク特性を踏まえた分析を行い、根本問題について仮説を構築すること ・ 構築した仮説を起点に、金融機関の自己評価を十分に踏まえながら、金融機関との間で深度ある対話を行い、課題及びその原因を明確化し、金融機関と共有すること（見方に違いが残る場合には違いを確認した上で議論を継続すること） ・ 共有された課題認識に基づき、金融機関において具体的な改善策が策定されるよう求め、改善状況のフォローアップを行うこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仮説を設定する際は、機械的・画一的なものとならないよう、貴庁内で十分な議論を行っていただきたい。 ・ 権限を持って監督する側の当局と被監督側の金融機関との対話において、双方の見方が違う場合等は、対等の対話は期待できず、実質的に当局による行政指導となる。経営判断等に関わる実質的な行政指導が安易に行われることがないよう、行政手続法第35条第3項（行政指導が口頭でされた場合において、相手方から書面の交付を求められた場合、行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない旨規定されている）の趣旨を踏まえ、当該対話における当局側の意見について書

項目	該当箇所	意見・理由
		<p>面の交付を求めることができるようにしていただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> また、双方向の対話を有益なものとするため、金融機関における自己評価、課題、改善策等に関する貴庁の対話の仕方についても十分留意していただきたい。例えば、「見方に違いが残る場合には違いを確認した上で議論を継続する」とあるが、貴庁の見解と金融機関の見解に優劣を付け難い場合などは、議論を継続してもすぐに収束することは見込めない。議論を継続するのは貴庁の見解が正しいとの立場を維持するものであるため、貴庁は見解の相違を受け容れるようにしていただきたい。
5. ベスト・プラクティスのための「見える化と探求型対話」		
<p>(1) ベスト・プラクティスのための「見える化と探究型対話」の意義と当局の果たす役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の側に何が良い商品・サービスか判断するための適切な視点・知識・経験（金融リテラシー）が十分になかったりするために、金融機関の間の違いが評価の変化につながりにくい。 	<ul style="list-style-type: none"> 個々の金融機関による顧客の金融リテラシー向上への対応には自ずと限界がある。現在、貴庁は「安定的な資産形成について考えるシンポジウム」等を開催しているが、開催日時や会場、開催頻度等の制約が多く、広く参加できる状況になっていない。金融行政の役割として、国民の金融リテラシーの向上に積極的に取り組んでいただきたい。
<p>(1) ベスト・プラクティスのための「見える化と探究型対話」の意義と当局の果たす役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> 当局としては、1) ルールとチェックリストを中心とした枠組みからプリンシプルや考え方と進め方を中心とした枠組みに移行すること等により、創意工夫をできるだけ阻害しないようにするとともに、2) 開示の促進等を通じて、ベスト・プラクティス追求の誘因を弱めている要因を 	<ul style="list-style-type: none"> ベスト・プラクティスの開示の促進等に関し、例えばガバナンスやリスク管理、サイバーリスクへの対応等の創意工夫については、金融機関全体で共有する必要がある。一方、商品・サービスの充実や顧客への向き合い方の創意工夫等は、各金融機関の「企業秘密」であり、競争力の源泉である

項目	該当箇所	意見・理由
	取り除くように努める。	<p>など、ベスト・プラクティスを開示することが自由競争の面で馴染まない項目・領域は多い。貴庁の示唆するベスト・プラクティスを実践することで、金融機関や金融サービスの均質化が進み、競争力の向上につながらない懸念もあることから、貴庁が「ベスト・プラクティス」を開示したり、優良な開示例等を示したりすることの是非については、さらなる議論が必要ではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仮に貴庁が「ベスト・プラクティス」を開示する場合は、金融機関の企業秘密や創意工夫を保護する仕組みが必要ではないか。
(2) 「見える化」	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の目から見て金融機関ごとの商品・サービスの違いが分かりにくい「情報の非対称性」の問題を補う上では、民間の第三者的な主体による評価指標の開発・公表や、金融機関による自主的な開示の充実が有効であると考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・評価指標の開発にあたっては、必要な情報等について顧客に対しニーズ調査を行うとともに、金融機関の意見も取り入れていただきたい。 ・民間の第三者的な主体については、公的な背景や貴庁の関与がないことが確保されるべきと考える。
(2) 「見える化」	<ul style="list-style-type: none"> ・地域金融の面では、顧客が主体的に金融機関を選択し、金融機関間の顧客本位の競争を実現する一助となるよう、金融機関の金融仲介（企業への付加価値提供等）を客観的に評価できる共通の諸指標を設定し、その改善に取り組んでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「平成 29 事務年度 金融行政方針」に、各金融機関の金融仲介を客観的に「見える化」できる統一された定義に基づく比較可能な共通の指標群（KPI）の策定が示されているが、実際には、異なる環境で経済活動を行っている金融機関を客観的かつ公平に比較することは困難ではないか。分かりやすい「見える化」を追求することも必要であるが、KPI に対する結果をもって一律に評価されないようにす

項目	該当箇所	意見・理由
(2) 「見える化」	<ul style="list-style-type: none"> ・当局が収集した情報の公表については、例えば商品・サービスの内容・品質等について金融機関の間でどの程度の違いがあるかを「金融レポート」等で公表することにより、利用者が選別眼を働かせる上での視点を提供するようにしている。 	<p>ることも必要と考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・例えば、直近の金融レポートにおいて、「（投資信託は）同一グループ内に販売会社を持つ大手運用会社において、顧客の利益につながる商品がありながら、必ずしも顧客に届けられていない」と断定しており、これは一面的な判断ではないか。限られた評価期間における限られた指標の比較だけでは、真に適切な評価を行うことは難しいのではないか。
(4) 業界による自主的な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・個別金融機関による開示だけでは利用者による比較・検討が進みにくい場合には、業界共通フォーマットに基づく開示を進め、業界団体において一覧性のある開示を提供することも有益と考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・業界共通フォーマットによる開示は、形式、部分への集中に陥る可能性や、創意工夫の障害となる可能性があることから、慎重な運用とするよう留意いただきたい。
6. 「最低基準検証」、「動的な監督」、「見える化と探究型対話」を通じた進め方		
(オン・オフ一体の継続的なモニタリング)	<ul style="list-style-type: none"> ・継続的な情報収集と対話を下に各金融機関の特性を把握し、課題の性質に応じてオンサイトとオフサイトのモニタリングを機動的に使い分け、改善状況をフォローアップする「継続的なモニタリング」への転換を進めてきたところであり、より一体性を高めていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・オンサイトモニタリングと、財務局によるトップヒアリング等の既存のヒアリングは、並存するのか、どの程度の頻度で実施されるのかなど、位置付けを明確にしていきたい。
(高い専門性)	<ul style="list-style-type: none"> ・新しい検査・監督において実効性のある対話を実現するためには、各金融機関固有の実情についての深い知見の蓄積が不可欠である。また、ビジネスモデル・経営分析、ガバナンス、リスク管理、資産運用等、課題に応じた高い専門性に基づく分析が必要となる。従来もメガバンクについ 	<ul style="list-style-type: none"> ・各地域金融機関が置かれている状況は、各地域の経済状況等により区々であるため、貴庁が金融機関毎に専担者を置くことで、より理解・把握することが可能になると思われる。金融機関も自行をよく知っている専担者がいることで、対話しやすい環境が整備されていくと思われる。した

項目	該当箇所	意見・理由
	<p>て常時継続して担当する検査官の設置や業務・リスクカテゴリーごとの専門検査チームの編成を試みてきたところであるが、検査・監督の過程、組織、人材面を通じ、取組みを更に深化させていく。</p>	<p>がって、検査官の担当期間の長期化や同じような環境にある金融機関を複数担当するなど、検査官の体制を柔軟に工夫していただきたい。例えば、メガバンク等と同様、地銀においても貴庁の専担者を設置することや、エリア毎の実情に熟知した「地銀チーム」、「地銀スペシャリスト」を養成すること等も考えられる。</p>
<p>・ 当局の態勢整備</p>		
<p>2 . 検査・監督の品質管理</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現場任せ・担当者任せにせず、組織として品質管理する仕組みを強化する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 貴庁において新たな検査・監督の実施状況をどのように捉え、評価しているかを「見える化」することは、金融機関との共通認識を深め、検査・監督の質等の向上を促進することにつながることから、品質管理の過程においても、検査・監督に関する考え方が貴庁内でどのように議論されているか開示していただきたい。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金融機関等からの情報収集について、目的に対して過不足のないものとなるよう、費用対効果に十分留意するとともに、重複徴求の生じないような庁内の情報共有のあり方を実現する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金融仲介機能の発揮に向け、営業店が顧客と対話できる時間をより多く創出するため、庁内の連携を進め、重複した報告等を削減していただきたい（特に「金融円滑化」に関する報告等）。 ・ 「金融再生法に基づく開示債権」のみで役割は果たせると考えるため、「金融再生法に基づく開示債権」と「リスク管理債権」を統合していただきたい。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収集した情報の分析結果を可能な限り還元する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金融レポートは、単なる調査結果やサマリー情報を示しているだけであり、自らの行動につながっていきにくい。金

項目	該当箇所	意見・理由
		融機関の企業秘密に配慮しつつ、検査・監督の結果（分析、評価等）をどのように公表・還元することが効果的か具体的に検討していただきたい。
	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関、利用者その他の幅広いステークホルダーから適時に率直かつ不安なく意見・提言・批判が出され、問題点の是正・継続的な改善を可能とする仕組みを整備する。 	<ul style="list-style-type: none"> 個別金融機関の検査・監督の結果についても判断の適切性等が確保されるよう、中立的な第三者である外部専門機関を設置し、検査・監督の結果の講評について、貴庁、被検査金融機関、第三者の合同で行う仕組みを検討してはどうか。 業態横断的な金融機関で構成される専門機関を設置し、検査・監督、その他金融行政について意見交換を行い、その意見を取り込む仕組みを検討してはどうか。
	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関から法令解釈その他の相談を広く受け付ける相談体制の整備・対応、事例の公表 	<ul style="list-style-type: none"> 地域金融機関は、財務局や財務事務所を通すことが多く、貴庁へ直接相談を行う仕組みがあった方が効率的で、適時適切な意見となりやすい。金融機関から貴庁へ直接相談を行う仕組みを幅広く導入していただきたい。
3．検査・監督に関する方針の示し方		
(1) 検査マニュアル	<ul style="list-style-type: none"> 検査マニュアルは、別表も含め、廃止することとする 	<ul style="list-style-type: none"> 従来のチェックリストに基づく検査においては、金融機関経営の健全性や顧客保護等の観点から大きな問題はなくても、議論や指摘対応に多くの負担があったことから、検査マニュアルの廃止に異論はない（検査マニュアルに基づく指摘事項への対応の要否は、金融機関において判断することで問題ないとの理解でよい）。 償却・引当は監査法人の監査

項目	該当箇所	意見・理由
		<p>のもとに実施しているが、貸倒実績ベースの引当率により引当金を算定しているため、個社の引当増加を柔軟に対応しにくい状況にある。検査マニュアル廃止後は、柔軟な対応を可能にしていきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検査マニュアルが廃止された場合、以下の取扱いはどうなるのか。 <ul style="list-style-type: none"> 「金融検査評定制度」 「金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕」 「資産査定管理業務の確認検査用チェックリスト」や 「信用リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト」等のチェックリスト 「貸出条件緩和債権関係Q & A」
(1) 検査マニュアル	<ul style="list-style-type: none"> ・資産分類と償却・引当について、現状の実務を出発点に、今後の改善の道筋としてどのようなことが考えられるか、金融機関、公認会計士、有識者等との検討を進め、結果を分野別の「考え方と進め方」にとりまとめた上で、幅広い関係者との対話を更に行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・統一的な最低基準等がない場合、運用ルールの制定（妥当性の検証も含め）など実務に多大な影響が生じることに加え、自己査定基準等が金融機関毎に異なることで、わが国金融機関の財務諸表の透明性・一貫性を歪め、信頼性を低下させる可能性がある。別表1、2は金融機関において自己査定、償却・引当等に係る統一的な基準・根拠としての役割を果たしているため、現行の実務を踏まえ、今後示される「考え方と進め方」においては、金融機関の会計監査に与える影響等について、金融機関や監査法人、日本公認会計士協会等とのすり合わせを十分行い、情報等を適時開示していきたい。

項目	該当箇所	意見・理由
(3) 考え方、進め方、プリンシプル	<ul style="list-style-type: none"> あらゆる問題に体系的・網羅的に解答を提供することを目指すのではなく、考え方や進め方の整理が有効と考えられるテーマを順次扱っていく。テーマとしては、プルーデンス政策、コンプライアンス・リスク管理、金融仲介機能の発揮、といった一般的なテーマ、保険会社等特定の業態に固有のテーマ、ストレス・テストの進め方、ITガバナンスのあり方、資産分類や償却・引当といったより具体的なテーマ等、様々な次元のものが考えられるが、特定の次元に揃えることなく、必要性の高いと思われるものから扱っていく。 	<ul style="list-style-type: none"> テーマ毎に検査・監督する際は、テーマ毎に部分最適とならないようバランスを踏まえて対応していただきたい。
(3) 考え方、進め方、プリンシプル	<ul style="list-style-type: none"> 検討の熟度に応じた対話の材料を提供していくため、議論のための材料であることを明示した文書（ディスカッション・ペーパー）を活用していく。分野別の「考え方と進め方」について、これを用いた対話を進め、考え方が熟した場合には、必要に応じプリンシプルの形に整理していく。 	<ul style="list-style-type: none"> 分野別の「考え方と進め方」、ディスカッション・ペーパー、プリンシプル等を早めに示していただきたい。 金融機関の置かれた環境によって多様な考え方があるため、分野別の「考え方と進め方」は、無理に考え方を収斂せず、両論併記とする等のアプローチをとっていただきたい。
4．組織、人材、情報インフラ等		
(1) 金融庁の内部組織	<ul style="list-style-type: none"> 金融庁の内部組織の見直しを進めていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ステークホルダーから適時に率直かつ不安なく意見・提言・批判が出され、問題の是正・継続的な改善を可能とする仕組みを金融庁の外部に独立した形で構築すべきではないか。
(2) 人材の育成・確保	<ul style="list-style-type: none"> 本方針に示したような新しい検査・監督を実現するためには、職員の多様性、専門性、変化への対応力を高め、さらに、管理 	<ul style="list-style-type: none"> 金融行政と金融機関の目的の方向は同じであり、目的が同じであれば、ノウハウを共有することが望ましいため、可

項目	該当箇所	意見・理由
	職については適切な課題を設定しそれを実現するマネジメント能力を、幹部職員については金融行政のあるべき姿を構想し変革を実現できるリーダーシップを高める必要がある。	能であれば、貴庁職員の研修に金融機関の職員も参加できるようにするなど、貴庁と金融機関の人材交流を活発化することを検討していただきたい。
(3) 情報インフラの整備	・優先度の低い情報の報告義務については見直しを進める。	・「働き方改革」が求められるなか、既存業務の見直しが課題となっているため、「優先度の低い情報の報告義務」の見直しを進めていただきたい。
(3) 情報インフラの整備	・金融機関の側における情報技術を活用した規制対応(いわゆる RegTech)の進展も念頭に置きながら、当局の側においても効率的でリアルタイムかつ深度ある実態把握を行うための情報技術の活用について知見を深める。	・効率的かつ納得性のある検査・監督を実現するためにはICTの利活用が必須であるため、タイトルを「ICTの徹底的な活用」等に変更し、ICTの利活用に関する内容を充実させるとともに、セキュリティ面についても盛り込むべきではないか。
(4) 日本銀行との連携	・世界の中央銀行間の議論、金融市場や経済についての分析、考査、金融システム・レポートの作成等を通じて得られた日本銀行の知見を、金融庁の検査・監督にも活かしていく。また、日本銀行に有益と考えられる金融庁の知見を提供していく。	・検査・考査、モニタリング情報等、日本銀行との情報共有を進め、貴庁・日本銀行の間で考え方の目線合わせを行うとともに、双方に共通の報告事項については、連携による報告の一本化等を進めていただきたい。

以上